

巻頭言

新公益法人制度移行への道

(社)大阪府作業療法士会 副会長 古志 康則

(市立豊中病院)



はじめに、東日本大震災において、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

さて、去る5月28日の平成22年度事業報告総会も終え、今の時期一段落したところでしょうか。皆様の体調はいかがですか。ご自愛下さい。

ところで、各部・各委員会の事業が進む中、今回は新公益法人移行について、簡単に少し触れさせていただきたいと思っております。

少し前になりますが、3月26日の事業計画総会におきまして、新公益法人制度における“一般社団法人”への移行を、皆様の承認を得て遂行する事となりました。それを受けまして、現在も申請手続きのための各種整備を、理事の皆様の多大なる協力のもと順次進行中であります。その概要を報告します。

前回のニュースで、規約委員会の紹介というところで、一部触れられていましたが、まずは、定款の整備を手掛けています(現定款はホームページで確認出来ます)。

特に、後で説明する事業との兼ね合いで、第4条の整備が重要となります。変更案なので明確にはできませんが、現行では9項であるのを、6項に集約しようと思っています。

3月に承認頂いた事業が、その整備された定款(第4条の第1項～6項の、どれに該当するのか分類します。よって、各部・各委員会毎の事業報告であったのを、事業毎の括り)とします。そして、さらに分類された事業は、申請事業毎に、細かく予算配分をしていきます。

分かり難くて恐縮ですが、もう少し説明します。

さらに、全体の予算で、黒字計上がなされていると財産となり、その分を償却する必要があります。その方法は、事業の大分類で3種に分けられ、“継続事業”と呼ばれる、現在も継続して行われている事業を通じて行われます。その期間の計画を立てることも必要になります。期間については特に定めはありません

んが、その支出計画が終了しない限りは、行政庁の監督下にあります。

終了すれば、監督は一切なしとなります。その後は、独自の活動が可能となります。

そのように、整理された、事業と予算をもって、申請という事になります。申請は、国になりますが、それ以前に大阪府との確認作業があります。府の承認がなければ、申請はできません。

現在は、今年度事業計画を基に、公認会計士と共に、事業仕分け・予算配分を整備中であります。

会員の皆様におかれましては、公益性の意識向上は必要ですが、日常業務の変動がある訳ではありません。しかし、大阪府士会・会員の皆様の立場を保障していくために、達成せねばならない事業であります。今後とも、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

リハビリテーションは、地域への比重が高まり、職域を超えたサービス提供がなされてきています。5月の総会研修会でもありましたが、“訪問リハビリテーション”について注目していく事も必要となってきます。地域で作業療法が発展するためには、十分な公益性・医療と福祉に関わる十分な知識と技能が必要となります。

広く大阪府民に作業療法を提供できるよう、法人の明確化と組織の充実達成に、微力ながら寄与させていただき所存です。

会費納入と併せて、皆様のご理解・ご協力を重ねてよろしくお願い致します。



平成22年度 事業報告総会

平成23年度から、会費納入方法が「自動振替」に移行しています。

自動振替の手続きを完了いただきますよう、会員の皆さまのご協力をお願いいたします。

(詳細は、ホームページ <http://osaka-ot.jp/beginner/admission.html> をご確認ください)

自動振替が難しい方へ

■ゆうちょ銀行…郵便振替口座番号：00960-7-263005
加入者名：社団法人 大阪府作業療法士会

■他の銀行(一部を除く)やコンビニATM…
店名：〇九九店(ゼロキューキュー店)
預金種目：当座 口座番号：0263005
受取人名：シヤダンホウジン オオサカフサギヨウリヨウホウシカイ